

# 公 募 説 明 書

原子力発電環境整備機構が発注する「銅コーティング鋼管の製作技術の適用性評価」に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、別添「仕様書」に定めるほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公 告 日                    2026年5月12日（火）

## 2. 業務概要

- (1) 業 務 名                    銅コーティング鋼管の製作技術の適用性評価
- (2) 業務内容                    仕様書に記載のとおり
- (3) 履行期間                    契約締結日 ～ 2027年3月17日まで
- (4) 納入場所                    原子力発電環境整備機構（東京都港区芝四丁目1番23号）

## 3. 競争参加資格

次の（1）から（4）に掲げる資格を満たしている者であること。なお、複数の事業者が共同入札する場合は、6. の入札日の10日前までに4. 担当箇所に記載のメールアドレス宛にその旨記載したメールを送付すること。その後、機構より送付する必要書類を用いて、申請手続きを行うこと。

（1）次の①から④に該当しない者であること。

- ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 審査の日前2年以内に、次のイ) からへ) までに掲げる行為をした者（法人である場合においては、その役員又は使用人であった者でその行為について相当の責任を有した者。個人である場合においては、その支配人、法定代理人、使用人であった者でその行為について相当の責任を有した者を含む。）
  - イ) 契約の履行に当たり故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - ロ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るため連合した者
  - ハ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ニ) 発注者が行う検査又は監督を妨げた者
  - ホ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - ヘ) 機構の定める倫理規程の違反に関与した者
- ③ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- ④ 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

- (2) 機構の 2025・2026 年度一般競争(指名競争)参加資格における業種区分「地層処分に関する技術開発・技術調査等」において、「A」「B」「C」等級の認定を受けている者であること。  
※本業務に係る公募参加資格は、機構が認定した「一般競争(指名競争)参加資格」を有することが必要であり、全省庁統一資格では参加できない。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力又はそれらの者との関与があると認められる者でないこと。
- (4) 応募の時に、機構から指名停止を受けていないこと。

#### 4. 担当箇所

〒108-0014

東京都港区芝四丁目1番23号 三田NNビル2階

原子力発電環境整備機構 総務部 経理・資材グループ

電話：03-6371-4146(直通)

mail：shizai@numo.or.jp

#### 5. 入札説明書等に対する照会

上記4. 担当箇所と同じ

#### 6. 応募書提出期限及び提出場所並びに提出方法

- (1) 応募書提出期限は、2026年6月1日(月)17時
- (2) 応募書提出場所については、上記4. に同じ
- (3) 応募書については、持参または郵送すること。なお、郵送による提出の場合は、提出期限日時までに必着とする。

#### 7. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本公告に示した競争参加資格のない者のした応募、提出資料に虚偽の記載をした者のした応募及び応募に関する条件に違反した応募は無効とする。
- (3) 本件公募に際して機構から提供された情報は、本件応募のためにのみ使用するものとし、他の目的のために使用することは認めない。
- (4) 本業務は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(業務の委託)第57条に基づき、経済産業大臣より認可を受ける必要があるため、その認可を得られないときは、落札者との契約ができない場合がある。

以上